

群馬県社会福祉協議会保護児童高校等入学支度金給付要綱

(目的)

第1条 この事業は、知的障害児施設、肢体不自由児施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、及び母子生活支援施設の入所児童（以下「被保護児童等」という）に対し高校入学支度金の一部を支給し、就学を援助し、社会的に有益な人物を育成することを目的とする。

(対象)

第2条 入学支度金は、被保護児童等であって、学校教育法に基づく高等学校または、養護学校高等部及び工業高等専門学校の入所児童で、当該施設長、母子生活支援施設入所中の母親（以下「保護者」という）が進学させるものとする。

(申請書の提出)

第3条 被保護児童等に対し、入学支度金を受けさせようとする保護者は、入学支度金支給申請書（別記様式）に記入し、高等学校等の合格を証明する書類を添付して、群馬県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という）に提出しなければならない。

(支給の決定)

第4条 前条の申請があったときは、県社協会長は審査のうえ、支給を決定し、保護者に対して支給の可否を通知するものとする。

(支給額及び支給時期)

第5条 入学支度金の支給額は1件20,000円とし、支給時期は当該年度当初とする。

(支給の方法)

第6条 入学支度金は、申請書に記載の保護者名義の銀行口座に振り込み支給するものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 平成4年4月1日一部改正
- 3 平成7年4月1日一部改正
- 4 平成8年4月1日一部改正
- 5 平成11年4月1日一部改正
- 6 平成15年2月26日一部改正
- 7 平成15年4月1日一部改正
- 8 平成19年2月15日一部改正
- 9 平成26年4月1日一部改正